

岡山市総合特区における「介護機器貸与モデル事業」について

- 岡山市が総合特別区域法に基づく総合特区として実施する介護機器貸与モデル事業については、地域支援事業（任意事業）として実施することを同意しているところ。
- 本事業は、在宅で生活する高齢者の自立支援に資する最先端の介護機器を、要介護・要支援者にモデル的に貸与し、有効性等について検証を行うものである。
- 本事業で得られたデータについては、国に報告されるとともに、必要に応じて本検討会において議論されることとしている。

（参 考）【同意の要件】**<共通事項>**

- ・介護機器貸与モデル事業と介護予防ポイント事業を総合的に実施し、生活支援を充実させ高齢者の自立支援につなげること。
- ・介護機器貸与実績や介護予防ポイント利用効果等の実績データ等を蓄積し、厚生労働省老健局に実績データ等の情報を提供すること。

<介護機器貸与モデル事業>

将来的に介護保険給付の対象となることを目指して指定地方公共団体においてその責任でモデル事業として介護機器の貸与事業を実施するものであり、具体的には以下の要件を満たすこと。

- ・貸与事業の対象とする介護機器は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成 11 年厚生省告示第 93 号）に定める機器ではなく、また、厚生労働省老健局が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」の要件を全て満たすこと。
- ・貸与事業の対象の介護機器の効果については指定自治体においてデータ等を収集し、分析した上で厚生労働省老健局に報告すること。
- ・貸与事業に係る利用者の負担を介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同じとするなど、介護保険制度の福祉用具貸与の仕組みに則って行うこと。

最先端介護機器の貸与モデル事業について

(1) 事業目的

最先端介護機器は在宅介護の自立支援や介護者の負担軽減に繋がる可能性があるにも関わらず、介護保険給付の対象とならないため普及が進んでいない。また、マーケットも拡大しないため、革新的な介護機器開発の障害となっている。

こうした現状を踏まえ、在宅で生活する人の利便や自立支援に資する介護機器について、岡山市においてモデル的に貸与対象とすることで、在宅生活での自立支援、家族の負担軽減を図るとともに介護分野での最先端技術を持つ企業を岡山市に集積し、介護機器マーケットの拡大を図る。

(2) 事業内容

在宅で生活する人の利便や自立支援に資する最先端介護機器について、岡山市において安全性、有効性等を考慮の上、選定し、貸与を行う。また、利用実績等のデータを国へ報告することで、将来的には全国での展開を目指す。

(3) 事業効果

- 利用者の選択の幅が広がることで、在宅での自立した生活の維持が可能となる。
- 新たな介護機器を利用することで、家族の負担軽減が図られる。
- 新たな介護機器開発の促進や中小企業への経済効果が期待できる(マーケットの拡大)。
- 新たな介護機器を利用することで、現在利用している在宅サービスの利用抑制につながる。

(4) 対象機器及び選定経過


全国公募により6つの機器を選定

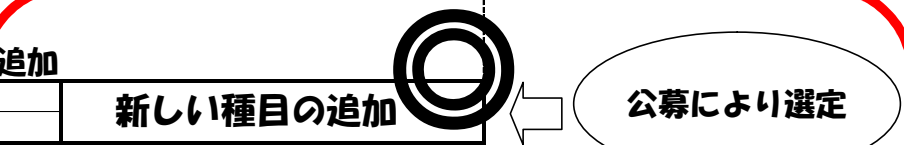
- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 平成25年8～9月 | 第1回公募実施 |
| 10月 | 3製品選定(パロ、おだやかタイム、パワーアシストグローブ) |
| 平成26年 2月 | 貸与開始 |
| 平成26年5～7月 | 第2回追加公募実施 |
| 10月 | 追加3製品選定(うなずきかぼちゃん、ラクニエ、快速ウォーカー) |
| 11月 | 追加3製品の貸与開始 |

資料1

新用具の要件について

介護保険給付の貸与対象である13種目には該当しない新しい種目を募集します。

現行制度	追加
番号	品目
1	 新機器の追加
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	



新しい種目の追加とは...

- これまでの13種目には、全く属さない物
- 例えば...
 - ・在宅で日常生活における機能維持や機能訓練を目的として利用する物
 - ・歩行をアシストする機器
 - ・コミュニケーションロボット
 - ・認知症自立支援機器（服薬支援・見守り機能の付いた機器等）
等です

資料2

介護保険制度における福祉用具の範囲について

1 介護保険制度における福祉用具の範囲の7つの要件

(出典 第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料 (H10. 8. 24))

1	要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
2	要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの (例えば、平ベッド等は対象外)
3	治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの (例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
4	在宅で使用するもの (例えば、特殊浴槽等は対象外)
5	起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの (例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
6	ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより 利用促進が図られるもの (一般的に低い価格のものは対象外)
7	取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも 一般的に利用に支障のないもの (例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

2 補足説明

本企画競争の提案製品は、上記の7つの要件を全て満たす必要がありますが、例えば、在宅で日常生活における機能維持や機能訓練を目的として利用される場合は福祉用具として今回の公募対象となります。